

定例監査の結果

1 監査の期間

平成30年 1月25日から平成30年 2月14日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

市民病院事務部管理課

(2) 対象期間

平成29年 4月 1日から平成29年11月30日

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問による審査を実施した。

4 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

管理課

ア 契約事務において、下記のとおり不備が見受けられた。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

(イ) 50万円を超える契約において、予定価格書が封入されていないものがあった。

(ロ) 価格の総額が50万円を超えると見込まれる単価契約において、予定価格が定められていないものがあった他、予定価格を単価で定めていないものがあった。

(ハ) 予定価格書及び予定価格書を封入する封書の件名に誤りがあった。

(ニ) 予定価格が見積り徴収を依頼する日までに定めておらず、予定価格書の日付が見積書の日付よりも後の日になっているものが散見された。

(ホ) 契約締結伺いにおいて、1者と随意契約を締結する理由が不明確なものがあった。

(ヘ) 契約締結伺いに添付されている見積書の日付が、契約締結伺いの起案日及び契約の締結日より後の日付になっているものがあった。

(ニ) 入札によらず、不明確な根拠により随意契約をしているものがあった。

(ト) 契約締結伺い又は契約書において、契約者名に誤りがあった他、契約先の会社名に誤りが散見された。

(チ) 伺いに添付された覚書(案)と締結した覚書の内容が異なっているものがあった。

(リ) 契約書に印紙の貼付もれがあった他、貼付する印紙税額に誤りが散見された。

- (ナ) 契約書に契約保証金に関する事項の記載のないものが散見された他、暴力団排除に関する事項の記載のないものがあった。
 - (ニ) 顧問弁護士契約において、報酬は源泉徴収した後の金額を支払うが、契約書には源泉徴収前の金額を口座に振り込むことが記載されていた。
 - (ホ) 契約書に「別記個人情報の取扱いに関する特記仕様書を守らなければならない」と記載されているが、特記仕様書が添付されていなかった。
 - (ヘ) 契約書で定められた完了報告の提出を受けていないものがあった。
 - (ロ) 個人情報の取扱いに関する特記仕様書で定められた作業責任者等及び作業場所の届、並びに情報セキュリティに関する特記事項で定められたセキュリティ責任者及び業務従事者を書面で提出を受けていないものが散見された。
 - (カ) 診療材料における物品の購入について、単価契約されていない物品を購入しているものが散見された。
- イ 行政財産目的外使用に関する事務について、決裁に減免の該当条項や減免の理由の記載のないものがあった。西尾市財産管理規則及び西尾市行政財産目的外使用料条例に則った事務処理をされたい。
- ウ 専決区分において、下記のとおり不備があった。西尾市民病院決裁規程に則った事務処理をされたい。
- (ア) 試薬品購入の契約締結伺いについて、院長専決でなく部長専決としているものがあった。
 - (イ) 年次休暇及び特別休暇の承認並びに職務専念義務の免除における専決区分において、専決者を誤っているものが散見された。